

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第2項に基づく練習射撃指導員の解任の命令に係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
処分基準 令和2年1月10日作成	処分基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の9第2項	根拠条項：第9条の9第2項
処分の概要：練習射撃指導員の解任の命令	処分の概要：練習射撃指導員の解任の命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項（ <u>教習射撃指導員の解任の命令</u> ）、 <u>同</u> 第9条の9第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（ <u>教習射撃指導員の解任の命令</u> ）、 <u>同</u> 67条（ <u>練習射撃指導員の解任の命令</u> ）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項（ <u>教習射撃指導員の解任の命令</u> ）、第9条の9第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（ <u>教習射撃指導員の解任の命令</u> ）、 <u>第</u> 67条（ <u>練習射撃指導員の解任の命令</u> ）
処分基準： 練習資格認定証に記載された以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが、 <u>適正な射撃練習の実施に支障をきたす</u> と認められる場合、又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において、当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。	処分基準： 練習資格認定証に記載された銃種以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが、 <u>適正な射撃練習の実施に支障を来す</u> と認められる場合、又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において、当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問合せ先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安	問合せ先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安

課 092-641-4141、内 3177

備 考 :

課 092-641-4141、内 3177

備 考 :